

地方独立行政法人宮城県立こども病院 情報システムセキュリティ基本指針

当院が保有・管理する情報資産（電子情報システムに関わる情報資産）を過失、事故、災害、犯罪などの脅威から保護するために情報システムに関するセキュリティ基本指針を以下のように定める。

1. 当院は、情報資産の保護に関して物理的・人的・技術的において、適切な情報セキュリティ対策を講じて、情報資産に対する不正な侵入、漏えい、改ざん、紛失、破壊、利用妨害などが発生しないよう、十分な備えに努める。
2. 当院は、職員への情報システムに関する教育研修を行い、人的・組織的な啓発を図り、適切な管理体制を確立する。
3. 当院は、情報セキュリティに関する法令その他の規範を遵守する。
4. 当院は、これらの活動について、内容を継続的に見直し、改善に努める。

以上

附 則

1. この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. この管理規程は、平成25年1月1日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院情報セキュリティ管理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が情報システムにおいて扱う個人情報、病院事業運営に関する情報等の適正な取扱いに関し必要な事項（以下「情報セキュリティ対策」という。）を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下、「法人」という。）に勤務する正職員、臨時及び非常勤の職員、委託職員等

(2) 情報システム

職員が業務処理を行う業務システム及びネットワークシステム並びにこれらのシステムを適切に管理・運用するために必要な仕組み及び取決め

(3) 情報資産

電子計算機（印刷装置等の関連機器を含む。）及びこれに付随する基本ソフトウェア並びに情報システムが管理し、及び出力する情報（帳票、記録媒体を含む。）

(4) 機密性

情報資産が正当な使用者に対してのみ、適切な手段で利用される状態

(5) 完全性

情報資産が故意、過失又は事故による変更がなく、整合性の取れた状態

(6) 可用性

情報資産が必要とされているときに、正当な使用者が適切な手段で使用できる状態

(7) 情報セキュリティ監査

情報システム及び情報資産を情報セキュリティの観点から物理的内容、技術的内容及び運用等の人的内容を含め点検及び評価すること

(対象情報)

第3条 この規程は、別に定める情報セキュリティ管理対象として別に定める情報システム及び情報を対象とする。

2 対象となる情報システムが扱う情報については、そのシステムごとに定義及び安全管理上の重要度の分類を行い、リスク分析を行わなければならない。

3 情報セキュリティ管理対象は、情報システム管理者が決定する。

(標準規格)

第4条 この規程の対象となる情報システムは、厚生労働省標準規格に掲載された標準規格に準じて取り扱うものとする。

2 情報システム管理者は、標準規格についての変更状況を確認し、随時システムの変更・改造等を行う。

(管理体制)

第5条 法人に情報システム管理者を置き、病院長をもって充てる。

2 病院長は、必要な場合情報システム管理者を別に指名することができる。

3 情報システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項を審議するため、病院長のも

とに情報システム管理委員会を置く。

- 4 情報システム管理委員会の運営については、別に定める。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、情報システム管理委員会の審議を経て、情報システム管理者がこれを定める。

(文書管理体制)

第6条 情報システム管理者は、マニュアル等を整備し、使用者に周知の上、常に利用可能な状態にしなければならない。

(情報セキュリティ実施手順)

- 第7条 情報システム管理者は、情報セキュリティ規程を満たした情報システムの運用方法及び情報システムに必要とされる情報セキュリティ機能の内容を定めた情報システムに関するセキュリティ実施手順（以下「情報セキュリティ実施手順」という。）を策定しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、必要に応じて情報セキュリティ実施手順の見直しを行わなければならない。

(機密の保持)

第8条 前条に定める情報セキュリティ実施手順は、情報資産の管理者（情報資産を取り扱う当法人の病院長をいう。）及び情報資産の正当な使用者以外には、公表しないものとする。

(情報セキュリティ監査等の実施)

- 第9条 情報システム管理者は、情報セキュリティ基本方針及びこの規程が遵守されているかどうかを検証するため、定期的に内部監査を実施しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、前項の監査の結果に基づき、必要な是正措置を講ずる。
 - 3 情報システム管理者は、必要に応じて、情報セキュリティ対策に関する外部監査を実施することができる。

(苦情・質問の受付体制)

- 第10条 情報システム管理者は、患者及び使用者からの、情報システムについての苦情・質問を受け付ける窓口を設けなければならない。
- 2 苦情・質問受け付け後は、その内容を検討し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ実施手順の見直し)

第11条 情報システム管理者は、三年に一回以上、情報資産の機密性、完全性及び可用性を侵す脅威に対する脆弱性を評価し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順の見直しを行うものとする。

(情報セキュリティ障害時の対応)

第12条 情報システム管理者は、法人の財産、生命等の権利又は運営に係る重大な情報セキュリティ障害が発生した場合は、その事実を速やかに公表し、必要な対策を講ずるものとする。

(情報セキュリティ教育)

第13条 情報システム管理者は、職員の情報セキュリティに関する認識及び理解を深めるため、必要な教育及び支援を行うものとする。

(情報システム等の監視)

第14条 情報システム管理者は、情報システムの運用及び情報資産の取扱い内容を監視する必要があると判断した場合は、別に定めるところにより、当該情報システムの運用及び情報資産の取扱いを監視することができる。

(情報セキュリティ体制)

第15条 情報システム管理者は、職員等に対して、この規程に基づき、適切に情報セキュリティ対策を行うよう指示するものとする。

2 情報システム管理者は、情報セキュリティ対策を実施するに当たり、必要な職員を配置し、情報セキュリティ実施手順等普及のための講習、物理的対策、情報技術による対策等の必要な対策を講じなければならない。

3 職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

(災害時等非常時の対策)

第16条 災害、サイバー攻撃等により一部医療行為の停止等医療サービス提供体制に支障が発生する非常時の場合、別に定める障害時運用マニュアルに従って運用しなければならない。

2 どのような状態を非常時と見なすかについては、障害時運用マニュアルに従って情報システム管理者が判断する。

3 障害時運用マニュアルは、使用者に周知の上、常に利用可能な状態に置かなければならない。

4 災害、サイバー攻撃などにより、一部医療行為の停止など医療サービス提供体制に支障が発生した場合の連絡先は、障害時運用マニュアルに定める。

(外部委託)

第17条 情報システム管理者は、情報セキュリティ対策に関する事務のうち必要と判断したものについては、外部の専門家にその一部を委託することができる。

2 外部の専門家に委託する場合は、守秘事項を含む業務委託契約を結ばなければならない。また、職員は委託作業内容が個人情報保護の観点から適正かつ安全に行われていることを確認しなければならない。

3 業務委託の契約書には、再委託での安全管理に関する事項を含まなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項は、情報システム管理者が別に定める。

(罰則)

第19条 この規程に違反した職員は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、法人の職員懲戒規程を適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条中、「病院長」とあるのは「病院長及びセンター長」と読み替えるものとする。